

ロシアによるウクライナ侵攻を非難する声明

令和4年2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を行った。

ロシア軍による攻撃やウクライナの主権侵害は、国際社会の平和と秩序、安全を脅かす行動であり、国連憲章に違反する行為として、断じて容認できない。

平成19年に『平和都市宣言』を行い、平成22年には『平和市長会議（現在の「平和首長会議」）』に加盟している鴨川市及び鴨川市議会として、強く非難する。

また、政府においては、邦人の安全確保に努めるとともに、国際社会と連携しつつ、ロシア軍の即時撤収、ウクライナに対する人道的支援と速やかな平和の実現に向け、全力を挙げていただきたい。

令和4年3月4日

鴨川市長 長谷川 孝 夫

鴨川市議会議長 渡 辺 訓 秀